解体届出(自動車重量税還付申請なし)の届出送付票

届出書類の不備(記載漏れ、誤記載等)を防ぐため、下記事項について記入及びチェックのうえ、届出書類とともに送付してください。

- 解体届出とは、既に一時使用中止の手続きを行い、その後、当該自動車をスクラップ(解体)にしたときに行う手続きです。
 ※車検の残存期間が1ヶ月以上ある場合は、解体届出と同時に自動車重量税還付申請を行うことにより、還付を受けることができます。
 自動車検査証の交付を受けている軽自動車の解体届及び重量税還付申請を行うものにつきましては、送付による取扱いは行っておりません
- ので、取扱窓口をご確認のうえ、事務所又は支所の窓口に申請してください。

		届出者 チェック	項目	チェック欄	* ※軽自動車検査協会使用欄 補正等のご連絡	
1.	自動車検	査証返納届出の手続きが	行われていますか?	はい	不備事項	
2.		動車を引取った事業者(引 なな報告)の連絡がありまし		はい	不備事項	
3.	解体届の せんか?	解体届の記入欄は黒色で記入し、記載漏れ、誤記はありま んか?		車両番号 車台番号 多物報告書号 返納:2配載	不備事項	
	し、記載漏れ	届出者/申請者(所有者)の れ、誤配はありませんか? は棒線で抹消されています		届出者/申請者(所有者) 氏名又は名称 住所 申請年月日 郊外報会を思が なされた年月日	不備事項	
5.		重量税還付申請の有無の ていますか?	欄に「O」が記載され	はい 遠付申請を行わない。 章検の残存期間が1ヶ月以上ある場合で も自動車重量税が遠付されません。	不備事項	
6.	返信用封筒	用、返信用ともにA4サイズが	分)を貼ってください。	液信用封筒 宛名 切手	不備事項	
7.		封筒内容物(送付するもの	の)の確認	申請書 返信用封筒 送付票(本紙)	不備事項	
 ※ 注意事項 (必ずお読み下さい。) (1) 送付による解体届出を行える経自動車は、次のすべての要件を満たしていること。 ※ 自動車検査証返納届出の手機が行われていること。 ※ 重量祝還付申請がないこと。(解体届出後の重量税還付申請はできません。) ※ 使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がなされた軽自動車であること。 (2) 送付に係る費用(返債用を含む) は、届出者の負担とおります。 ※書類不備(記載漏れ、誤記載)等の場合であっても返信用送付費用を使用いたします。 補正後に再度郵送を行う際には、あらためて返信用送前が必要となります。 (3) 事務所、支所の窓口に届出書を提出される場合は、当日処理させて頂いておりますが、送付による場合は、処理に時間を要します。 (4) 自動車重量税還付申請(車検残存期間が1ヶ月以上ある場合に限ります。)の詳細につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。なお、重量税還付申請を行う場合は、解体届出と同時に窓口へ申請してください。(解体届出後の重量税還付申請はできません。) ※ お手数ですが、枠内の記載をお願いします。 下記の車両の解体届出について、送付により届出ます。 						
	L	年	月日	届出者の氏名又は名称		
	車両番号			住所 〒		
	車台番号			電話番号		
	経自動車検査協会使用欄(返信連絡欄) 上配の解体届出について書類をご送付頂きましたが、解体届出の届出送付票 右欄「補正等の連絡欄」のとおり不備がございましたので、ご連絡いたします。 ご送付頂きました書類一式をご返信いたしますので、お手数ですが、補正のうえ再度郵送されるか、 最寄りの協会事務所窓口へ提出してください。 なお、再度送付される場合は、返信用封筒(切手貼付)が必要となります。					
	この度、ご送付頂きました届出・申請につきましては、送付による取扱いを行っておりません。 ご送付頂きました書類一式をご返信いたしますので、お手数ですが、申請窓口をご確認のうえ、 協会事務所窓口へ申請してください。					

(取扱連絡先) **T 108-0075**

東京都港区港南3-3-7

軽自動車検査協会 解体届出受付窓口

L 03-6433-1555 応答時間 8:45~17:00(土・日・祝日・12/29~1/3を除く)